

令和5年第1回山北町議会定例会の経過（3月7日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
本日の議事日程はお手元に配付をしたとおりであります。
日程第1、議案第2号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。
- 町 長 おはようございます。
議案第2号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、職員に支給する手当の一部改定及び令和4年の人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 企画総務課長。
企 画 総 務 課 長 それでは、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。
最初に、条例改正の概要でございますが、給料と同時に支給される地域手当の支給率を3.5%から4%に改めるものでございます。
また、令和4年度の人事院勧告により、フルタイム会計年度任用職員に適用される給料表を改定するものでございます。
それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。
6枚おめくりください。
第17条第4項につきましては、「100分の3.5」を「100分の4」に改めるものでございます。

別表第1につきましては、平均改定率0.3%の改定に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第3号 山北町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第3号 山北町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、小児医療費助成事業対象者を拡充することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第3号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

山北町小児医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、概要でございますが、本町の小児医療費助成制度はゼロ歳から15歳を対象として、通院と入院に係る保険医療費の自己負担額について、助成を行ってございます。

このたび、子育て世帯の経済的負担の軽減と児童の健康増進の拡充を目的とし、対象年齢を18歳までに拡大するために条項の改定を行うものがございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目、新旧対照表を御覧ください。

用語の定義。

第2条第1項、この条例において、「小児」とは、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、若しくは盲学校、聾学校、若しくは養護学校の中学部（以下「中学校等」という）を卒業した日、又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日又は満18歳に達した日の属する月の末日のいずれか先に到来する日とする。）までにある者をいうを、この条例において「小児」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいうに改めるものがございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和5年6月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の山北町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第3号について、質疑に入ります。質疑の

ある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

この改定で18歳までに引き上げることによって、対象者はどのくらい増えるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 対象者の見込みですが、現在、高校生世代、16歳から18歳の方の対象人数は約225名となります。

このうち他の公費助成制度該当者が約20名ですので、200名程度が対象、受給対象となる見込みでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、200名くらい対象者が増えることによって、補助もあるかと思えますけども、財源にはどの程度の影響があるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 経費に係るものにつきましては、現在、山北町については高校生の医療費の全体のデータがございません。

ですので、直近の中学校3か年のデータをベースにしまして、こちら、6月から施行という形になっておりますので、中学校3か年分の医療費の助成額、こちらの12分の10か月分を予算のほうに計上させていただいております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 金額的には、どの程度になるのか。それと、親の所得制限というのはあるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 まず、所得制限はございません。それから、助成医療費の見込みですが、約307万円。国保連の審査手数料の見込みが14万8,000円でございます、こちらを令和5年度当初予算のほうに計上させていただいております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。
(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第4号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第4号 山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て。
山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも
のとする。
令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施
行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。
保険健康課長 それでは、議案第4号について、御説明させていただきます。
2枚目をお開きください。
山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例。
山北町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。
初めに、条例改正の内容でございますが、国民健康保険条例に定められて
います、出産育児一時金について、健康保険法施行令の一部改正に伴い引き
上げるものです。
それでは、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。
1枚おめくりください。
第7条第1項の出産育児一時金について、改正前「42万円」から改正後「50
万円」に改めるものでございます。
それでは1枚お戻りください。
附則。

この条例は、令和5年4月1日より施行する。

説明は以上でございます。

説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第4号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第5号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第11号)を
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第5号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第11号)。
令和4年度山北町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,028万5,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億8,790万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用す
ることができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、国・県補

助負担金の確定見込み等による変更であり、歳出の主なものは、各事業の執行見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ4,028万5,000円を増額するものです。

また、（仮称）山北スマートインターチェンジ新設事業工事等細目協定について、債務負担行為の補正、新東名対策事業ほか2事業について、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第5号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から22款諸収入まで、歳入合計で4,028万5,000円を増額補正でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、1款議会費から、6ページ、7ページをお開きください。

6ページの13款予備費まで歳入と同額の増額補正でございます。

6ページ下段の第2表債務負担行為の補正でございます。新東名の開通予定年度が変更されたため、（仮称）山北スマートインターチェンジ新設事業工事等債務協定の期間についても、令和5年度から令和9年度に変更をするものでございます。

次に7ページ下段の第3表繰越明許費でございます。

最初に、7款土木費、1項土木管理費、新東名対策事業については、年度内に工事が完了しないため、繰越しをするものでございます。

次の7款土木費、5項都市計画費、都市計画調整事業は、第8回線引き見直しに係る図書作成業務委託料が県の手続が遅れているため、繰越しをするもので、次の8款消防費、1項消防費、地域防災計画事業については、富士山火山避難計画や富士山火山防災マップ、及び神奈川県広域避難計画指針の作成が遅れているため、年度内の完成が困難であるため、繰越しをするもの

でございます。

続きまして、事項別に御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いします。

今回は、3月補正予算ということで、歳入歳出ともに、各種の事業費がおおむねで確定してきたということで、それらに伴う最終歳出の補正が主なものでございます。

初めに、歳入でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税は、国勢調査の人口が減少したため、27万8,000円の減額でございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の再算定により4,031万2,000円の増額でございます。

14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は610万3,000円の減額でございます。

説明欄に内訳を記載しておりますが、児童数の増減や所得階層の確定、保育単価の確定などによるものでございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料は337万2,000円の減額で、入退去などによる住宅使用料の減でございます。

6目教育使用料は17万6,000円の減額です。1節の幼稚園使用料は、延長保育の利用者の減によるものでございます。

2項手数料、3目農林水産業手数料は40万1,000円の減額で、1節林業手数料の入猟承認手数料は、入猟者の増によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、12、13ページをお願いいたします。

1目民生費国庫負担金は、1,767万9,000円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者増や過年度の精算などにより、1,810万1,000円の増額でございます。

2節児童福祉費負担金は59万4,000円の減額で、対象者の減や過年度の精算によるものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は79万円の減額でございます。

1節の社会福祉総務費補助金は、事業の確定見込みにより80万円の減額でございます。

2 節障害者福祉費補助金は、23万6,000円の増額で、サービス利用者の増によるものでございます。

3 節子ども・子育て支援交付金は、22万6,000円の減額で見込みによる減額でございます。

3 目土木費国庫補助金は、4万円の減額でございます。家賃対策事業、住宅関連事業は確定見込みにより減額をするものでございます。

4 目教育費国庫補助金は、130万2,000円の減額で、それぞれ確定見込みによる減額でございます。

6 目社会資本整備総合交付金は194万8,000円の減額で、確定見込みによるものでございます。

7 目総務費国庫補助金、22万8,000円の減額は、マイナポイント事業の確定見込みによるものでございます。

17 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金は405万8,000円の増額でございます。

1 節保険基盤安定負担金、147万5,000円の減額は国民健康保険と介護保険の基盤安定負担金の確定見込みによるものでございます。

3 節障害者福祉費負担金、579万4,000円の増額は、サービス利用者の増などによるものでございます。

4 節児童福祉費負担金、26万1,000円の減についても、対象者数の減や過年度の精算によるものでございます。

2 項の県補助金ですが、14、15ページをお願いします。

1 目総務費県補助金は、50万円の減額で、2 節水源環境保全・再生市町村補助金の事業費の確定によるものでございます。

2 目民生費県補助金は、4万4,000円の減額でございます。

1 節社会福祉費補助金は、人数の減や単価の増により4万1,000円の増額でございます。

3 節障害者福祉費補助金は14万1,000円の増額で、サービス利用者の増によるものでございます。

5 節子ども・子育て支援交付金は22万6,000円の減額で、確定見込みによるものでございます。

3目衛生費県補助金は34万9,000円の減額で、2節保健衛生費補助金は、健康増進事業の事業費の確定により7万6,000円の増額でございます。

3節環境衛生費補助金は、特定鳥獣被害対策事業について、県の交付決定により42万5,000円の減額でございます。

4目農林水産業費県補助金は、91万9,000円の減額で、見込みによる減額でございます。

7目教育費県補助金は192万3,000円の減額で、1節の社会教育費県補助金及び3節の文化財補助金は確定見込みによる減額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、77万円の減額は参議院議員選挙費の確定によるものでございます。

3目商工費委託金は9万4,000円の増額で、道の駅の修繕などの負担金でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、48万8,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

2目財産貸付収入は29万2,000円の減額で貸付面積の変更によるものでございます。

22款諸収入、3項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元金収入は11万6,000円の増額で、返済額の増によるものでございます。

4項雑入、1目雑収入は、382万9,000円の減額でございます。

2節給食収入は、完全給食の開始時期が遅れたことや、町外園児が増えたことによるものでございます。

5節の雑収入につきましては、それぞれ確定見込みにより311万7,000円を減額するものでございます。

すみません。18、19ページ行っちゃいましたね。次に、18、19ページをお願いします。

次に歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は574万1,000円の減額で、全て執行残でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は239万1,000円の減額でございます。

会計年度任用職員経費、職員福利厚生事業、一般経費はそれぞれ執行残の減額でございます。

20、21ページをお願いします。

2目文書広報費、86万8,000円の減額は、こちらも執行残でございます。

4目会計管理費、63万円の減額についても執行残の減額でございます。

5目財産管理費は、1億4,487万3,000円の増額でございます。

庁舎等管理事業の燃料費及び光熱費は単価の増による増額で、そのほか、庁用車管理事業、事務機器管理事業等は執行残の減額でございます。

22、23ページをお開きください。

基金管理事業については、財政調整基金積立金は今後の財政需要に備えて積み立てるもので、公共施設整備基金積立金については、今後の公共施設等の整備のため、積み立てておくもので、その他は利息の確定により積立額をそれぞれ変更するものでございます。

7目企画費は、347万3,000円の減額で、こちらは全て執行残の減額でございます。

9目町政連絡費は20万円の減額で、こちらについても執行残の減額でございます。

24、25ページをお開きください。

10目交通安全対策費、15万6,000円の減額はこちらも執行残でございます。

12目電算管理費は、2,075万9,000円の増額でございます。総合行政情報システム整備事業は執行残の減額で、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金については確定による増額でございます。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業は、44万8,000円の減額で、事業費の確定見込みによる減額でございます。

15目定住総合対策事業は37万4,000円の減額で、執行残の減額でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、439万5,000円の減額は執行残の減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は22万8,000円の減額で執行残の減額でございます。

26、27ページをお願いします。

4項選挙費、2目山北町長選挙費、513万3,000円の減額は、執行残の減額でございます。

3目山北町議会議員選挙費、209万7,000円の減額についても執行残の減額でございます。

5目参議院議員選挙費、77万円の減額についても執行残の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は573万円の減額でございます。民生児童委員活動事業、4万1,000円の増額は、人数や単価の増によるものでございます。

28、29ページをお開きください。

一般経費、11万1,000円の世界福祉協議会助成金は、コロナワクチン接種で営業できなかったともしびショップへの補填金でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業は、執行残の減額でございます。

2目国民年金事務費は、7万3,000円の増額で、過年度分の国庫返還金でございます。

3目、社会福祉施設費は22万3,000円の増額でございます。火葬業務助成金は、御殿場斎場の利用者が増えたため、増額をするもので、小田原市斎場事務委託金は電気料高騰分による追加分でございます。

4目老人福祉費は、749万5,000円の減額でございます。敬老事業については全て執行残の減額で、神奈川県後期高齢者医療運営事業の事務費繰出金は確定による増額、そのほかについては執行残の減額でございます。

30、31ページをお開きください。

5目障害者福祉費は、2,785万円の増額でございます。在宅障害者福祉対策推進事業は、利用者の増により4万7,000円の増額で、障害者自立支援給付事業は、利用者の増により2,721万9,000円の増額。地域生活支援事業についても、利用者の増により58万4,000円の増額でございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は、907万4,000円の減額で、繰出金は確定見込みによる増減で介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、361万1,000円の増額です。小児

医療費助成事業の助成医療費は見込みにより増額をするものでございます。
放課後児童クラブ運営事業は、執行残の減額で子育て支援事業の償還金利子、
及び割引料は過年度精算による国への返還金でございます。

その他については、全て執行残の減額でございます。

32、33ページをお願いします。

3目保育園費は、319万6,000円の減額で、こちらは全て執行残の減額で
ございます。

5目認定こども園費は、10万円の増額でございます。認定こども園運営事
業は執行残の減額で、会計年度任用職員経費の報酬につきましては、園児の
増に対応するための増額で、その他については執行残の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は48万1,000円の減額で
執行残の減額でございます。

2目予防費は500万円の減額で、予防接種委託料の見込みによる減額でご
います。

3目環境衛生費は12万3,000円の減額で、こちらは執行残の減額でご
います。

34、35ページをお開きください。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、554万円の増額でございます。じん芥処理
事業の足柄西部清掃組合負担金は電気料高騰分の増額でございます。

ごみ減量再資源化事業の資源ごみ等収集運搬処理委託料は、処理量の増加
に伴う増額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は71万4,000円の減額で、
視察研修の中止による減額でございます。

3目農業振興費は、485万4,000円の減額でございます。

やまきたまち農業活性化推進事業の修繕費については、とれたて山ちゃん
の換気扇の修繕をするものでございます。

その他については執行残の減額でございます。

鳥獣害対策事業は、足柄上地区食肉加工施設の完成が遅れたことによる減
額で、産業交流事業は産業まつりなどの中止による減額でございます。

5目農地費は188万1,000円の減額で、農地防災事業については執行残の減

額でございます。

36、37ページをお開きください。

2項林業費、3目猟区管理費は16万1,000円の増額でございます。入猟承認料の増額分について、規定に猟区管理委託料を増額をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は473万円の減額でございます。

中小企業小規模事業者等持続化補助金は見込みにより減額をするものでございます。

3目観光費は、57万円の減額でございます。

観光施設維持管理事業は、執行残の減額、観光振興事業の道の駅「山北」運営助成金は修繕などによる増額で、ソーラン山北実行委員会助成金は執行残の減額でございます。

D52を活用した元気なまちづくり事業はイベント中止による減額でございます。

4目商品券特別会計繰出金は338万1,000円の減額で、見込みによる減額でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は228万8,000円の増額でございます。

38、39ページをお開きください。

橋梁点検等業務委託料は執行残の減額で、町内一円除雪作業費は見込みにより増額をするものでございます。

谷ヶ小山線維持管理負担金は執行残を減額するものでございます。

2目道路新設改良事業、642万9,000円の減額は執行残の減額でございます。

3項河川費、2目丹沢湖砂利浚渫費は、113万3,000円の減額で執行残の減額でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は142万円の減額で執行残の減額でございます。

2目都市公園費、255万5,000円の減額につきましても執行残の減額でございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は400万9,000円の減額でございます。

40、41ページをお開きください。

特定公共賃貸住宅管理事業については、見込みによる増減で地域優良賃貸住宅（山北）管理事業は執行残の減額でございます。地域優良賃貸住宅（水上）の管理事業は、町営住宅購入について、利率上昇による増額分で、その他については見込みにより減額をするものでございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費は141万8,000円の減額で、負担金の確定によるものでございます。

2目常備消防費は255万1,000円の減額で、退職消防団員報償金は人数の減によるもので、被服費は新入団員の減によるものでございます。

5目防災対策費は、250万8,000円の減額でございます。防災設備等維持管理事業の修繕費は、防災無線用UPSを交換するもので、防災行政無線デジタル化整備工事と地域防災計画策定業務委託料については執行残の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

防災対策事業のデジタル戸別受信機設置業務委託料についても執行残の減額でございます。

6目遭難救助費は10万2,000円の減額で、新団員がいなかったため、減額をするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、1,479万6,000円の減額で見込みなどによる執行残の減額でございます。

44、45ページをお開きください。

3目奨学補助費は、36万円の減額で、人数の減によるものでございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は54万2,000円の増額でございます。

消耗品については見込みによる減額で、光熱水費は電気料高騰による電気料の増額でございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は、24万2,000円の増額でございます。

消耗品費については見込みによる減額で、光熱水費は電気代高騰による電気料の増額でございます。

2目教育振興費は30万円の減額で、大会等派遣の見込みによる減額でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は139万9,000円の減額で、見込みにより減額

をするものでございます。

46、47ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は70万円の減額で執行残の減額でございます。

2目教育集会施設費は、7万3,000円の増額で、岸集会場の換気孔を修繕をするものでございます。

3目青少年育成費、448万8,000円の減額は事業の確定見込みによる減額でございます。

4目生涯学習センター費、34万1,000円の減額は見込みによる執行残の減額でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は23万3,000円の減額で、こちらは執行残の減額でございます。

48、49ページをお開きください。

2目体育施設費は325万8,000円の減額で、全て見込みや執行残の減額でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子は697万5,000円の減額で、利率の変更による償還利子の減額でございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費、19万7,000円の減額につきましては、土地開発公社の助成事業でございますが、町の代行取得いただいているものの借入利率が下がったことによるものでございます。

13款予備費につきましては3,674万5,000円を減額するものでございます。

52、53ページをお開きください。

給与費明細書でございます。後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第5号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 11番、堀口です。

6ページ、第2表の債務負担行為補正ということですが、変更前の期間と変更後の……。

議 長 堀口議員、起立をお願いします。

11 番 堀 口 はい。失礼しました。

6ページ、第2表の債務負担行為補正ですけれども、期間が延びてるわけですが、この対象になる工事総額の変更はないのかという質問です。

議 長 新東名対策室長。

新東名対策室長 工事費の変更はございません。

議 長 堀口恵一議員。

11 番 堀 口 期間が延びても今後も発生、費用負担が増えるということはないということによろしいのでしょうか。

議 長 新東名対策室長。

新東名対策室長 ないと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番 藤 原 2番、藤原浩議員。

33ページの保健衛生費、それで、保健衛生総務費執行残という説明でしたが、これ大浴槽の砂ろ過器交換工事、48万1,000円ということで、金額にすると、それほど大きい規模ではないので、恐らくろ過器そのものではなくて、例えばフィルターとかそういう感じの内容じゃないかと思うんですけど、これ執行残となった理由とその対象になるものを教えていただけますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ろ過器の交換ですけども、ろ過器そのものです。

2 番 藤 原 そのもの。

保 険 健 康 課 長 はい。予算としては、1,100万円だったかな。予算で入札により、入札じゃないですね。すみません、執行により48万1,000円不用額が出るため、減額させていただくというものでございます。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 これ、執行残となった理由についてはどうですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 工事をする中で積算をする中で不要になったというものでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

11ページの使用料及び手数料の地域優良賃貸住宅（水上）使用料、サンライズ山北の使用料もそうなんですけれども、使用料が減額しているということは、33ページの、41ページの積み立てにも影響してくるのではないかと思います。特にサンライズ山北、だんだん古くなってくると、その辺りが大変心配になってきますけれども、今、入居率の状況というのはどのようなになっているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 御質問の水上テラスになります。この使用料の減額につきましては、当初9月からの入居ということで、7か月分、25部屋の7か月分を見込んでおったんですけども、やはり開始当初から満室にならなかったということで、先日の和田議員の一般質問のほうでも回答させていただいたんですけども、今年の1月に全て入居になったということで、その間の空室期間がございました。ですので、その分の使用料の見込み分を、ここでは減額させていただいております。

歳出のほうなんですけれども、41ページになりますが、その間ですね、月に最低1回、多いときは2回、事業者とさまざまな運営に関して、モニタリングを行っております。

その中で、やはり歳入に合わせて歳出をしていくということで行ってまいりましたので、その中の清掃費等を当初見込んでいた部分を、実際に室内の部屋の案内とか、また周りの見回りとしたときに、そういう清掃を別でさせていただいて、そういう費用を維持管理費をかからないようにして、今年度は行わせていただいた関係で、こちら、41ページの委託料のほうを、また減額をしているという形になります。

また、積立てに関しましては、この事業の積立金が前年度の全ての執行残、使用しなかった金額が翌年度に積立てになりますので、実際、令和4年度に関しましては、水上住宅の積み立てはゼロという形の決算になります。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 サンライズ山北の入居状況はいかがでしょう。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 サンライズ山北に関しましては、現在42戸のうち、全部満室になっております。

こちら減額は、ここの間、4部屋が入退去がありましたので、その入退去に関する手続上の空室期間によりまして、減額という形になっております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 37ページの、商工費、それで、中小企業、小規模事業者等持続化補助金の減についてなんですけども、これ見込みを確定ということだったかと思うんですけど、これ割と額が多いんですが、これは単純に利用者が少なかったとか、そういうことなんですか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 実際に、この件数そのものを変更がありました。

また、さらに補助金に関しては申請に基づいて、金額のほうで算定されるわけですが、満額までに至らなかったというのも多々ありまして、そういった背景があって根拠になってます。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番 瀬戸 瀬戸でございます。

35ページの農業振興費のところなんですけども、世間でも話題になってまして。酪農家の飼料高騰とか、いろんな光熱水費とか、いろいろなことで苦労されている話があるんですけど、当町にも酪農家がいられると思うんですけど、そういうところの支援は、このたびのコロナ禍においてのいろんな様々な支援の中にはなかったという形でしょうか。

議 長 農林課長。

農林課長 畜産業、酪農家の皆さんに対する支援につきましては、町のほうとしては直接支援しておりませんが、国・県が高騰分の飼料に対する助成を行っております。町内の畜産業の方も国の支援を受けております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 ふるさと納税でも、大変人気のあるローストビーフにも関連してるかと思
いますので、ぜひ町としても、もうちょっと何かやれることがあるんではな
いかということを考えますがどうでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 その国の助成につきましては、今回、町が様々な、こちらの商工なんかの
助成の元になってる財源、同じ事業でございますので、町の上乗せが確か
になかったんですけども、それ相応分の助成が行われておりますので、今後
飼料の高騰続くようでありましたら、農業全般、畜産業全般同様に考えまし
て、助成のほうを考えてまいりたいと思っております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番、藤原浩議員。

2 番 藤 原 38、39ページの河川費、それで丹沢湖砂利浚渫費なんですけれども、これ
執行残が113万3,000円、約、事業規模の1割程度かと思うんですが、これ執
行残になった理由、金額が変わった理由を教えてくださいませんか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 丹沢湖の砂利浚渫事業に関しましては、毎年目標で3万立米の浚渫量を見
込んでおるんですが、今年は、今年の実績が2万2,475立米しかちょっと浚渫
できませんでしたので、その工事費の減ということです。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 例年見てますと浚渫すべき土砂の量は、多分かなりあると思うんですよ。
だから、作業上の問題とかそういうことなんですかね。至らなかったという
のは。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 一応、今年も、やる前に業者さんと現地を立会いしまして、恐らくこのぐ
らいの量かなということでやらしてもらって、途中台風なんかもありました
し、今現在は渾水の状態がありまして、掘れるような状態なんですけども、
今年度に関しましては、ここで切っちゃいましたので、一応、通年掘りでや
れるような手続は数年前に行っておるんですけど、その辺を、今後ちょっと
また業者さんとも浚渫のほうは、建設協同組合さんでやってまして、運搬の
方は砂利業者さんで持って行っていただきますので、その辺のやり方を、ま

た今年度もちょっと検討していきたいなと思っております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 丹沢湖に関しては、観光の利用という側面もあるので、やはり砂利があると、特に夏場ですね。使え、そういう観光利用にちょっと使いにくいという状況がありますので、その点に関しては、なるべく御対応いただきたいというふうをお願いいたします。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。43ページの委託料、デジタル戸別受信機設置業務委託料、66万9,000円の減額なんですけど、これは理由をお聞かせください。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 当初、このデジタル戸別受信機を変更なさるという世帯が44世帯予定してございました。年々、あれですね。期間が、時間がたちますと、実際に、いかがいたしまししょうかというふうなお伺いをしますと、2台持ってるお家が、うちは1台でいいよとか、または、ちょっとここは空き家になっちゃってるのか、そういった関係で若干台数が減ったことにより、契約額が低下したものでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 これは、今持っている人たちが取り替えるときには無償で。新たにデジタル戸別受信機をつける場合は3分の2助成というのが、次年度からのことだと思っておりますが、では、これは今まで持ってた方だけの中の精算ということでしょうか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 新規に関しましては、3分2助成、これはもう今年、来年からじゃなくて、以前もそうだったものでございまして、議員のおっしゃるとおりでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 これを、この周知というのが、ちょっといまいち足りてないんじゃないかと思うんですね。で、今まである人は、じゃあ役場のほうに連絡くださいとかという形のPRだけなんですか。何か知らないという方が大変多いので。これから今後の、今後の事業だと思っておりますけれども、お聞かせくださ

い。

議 長 地域防災課長。

地域防災課長 令和5年度、6年度におきましても、デジタル戸別受信機の更新作業を進めてまいります。全て一応名簿は網羅してるつもりでございますので、全ての方々に漏れなく御連絡をさしあげた上で交換作業を進めていきたいと思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 では、確認なんですけど、全ての今設置している700名、何ておっしゃいましたね、前に。たしか700と数名だったと思うんですけども、4,000世帯の中での700というのは、大変少ないと思うんですけど。名簿があるというのが、その名簿の方にはみんな、確認なんですけど、連絡をくださるという形よろしいですね。

議 長 地域防災課長。

地域防災課長 はい、そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番 藤 原 2番、藤原浩議員。

9款教育費、それで5項社会教育費、3目の青少年育成費、46、47ページですね。

これ、事業規模にしては、補正の額が多いように思うんですが、これは、何か特段理由があるのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 こちらの会計年度職員の件につきまして、御説明させていただきます。

こちらの会計年度職員につきましては、放課後子ども教室のほうの開室に伴うものでございます。

今年度につきましては、年末の時期に小学校のほうでコロナが、患者数があつたということで。毎週水曜日なんですけれども、そちらのほう、開室を見送った経緯がございます。そういう回数減等によりまして、こちらの会計年度職員の賃金のほうを減らさせていただいてございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

- 13 番 石 田 13番、石田でございます。
- 43ページの教育費の下のほう、スクールバスの運行事業、900万の減額なんですけれども、この減額の理由というのはどういったところなんでしょう。
- 議 長 こども教育課長。
- こども教育課長 こちら、当初組ませていただいた後に、バスについて入札をかけさせていただいてございます。そちらによりまして、低い金額で入札をいただいた部分がございます。
- それと、やはりコロナの関係で、中学校のほうのタクシーでやってるんですけれども、朝夕部活便というのがございます。朝の部活につきまして、やはりコロナ禍の中で、今のところ、見送ってるという経緯がございますので、朝1便、3コースあるんですけれども、1便。午後は、部活はやりますので、2便ということで。その1便減った分も減額の対象となっております。
- 議 長 石田照子議員。
- 13 番 石 田 運行回数が減ったと、それが原因だということが分かりましたけども、今、多分これは入札かけたということなんですけれども、年間契約かなんかで決まってるんじゃないかと思うんですが、今、ガソリン代も非常に高くなっておりますけれども、そういったところの配慮というはあるんでしょうか。
- 議 長 こども教育課長。
- こども教育課長 契約なんですけれども、その後、そのような申出が業者のほうからないので、その辺の変更契約等は、今のところは結んでございません。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 5 番 鈴 木 5番、鈴木登志子議員。
- 鈴木でございます。
- 33ページの衛生費の中の予防費、500万の減額になってますが、予防接種事業というのは大事な事業と思うんですが、この辺の内容をお知らせください。
- 議 長 保険健康課長。
- 保 険 健 康 課 長 予防接種事業でございますが、当初予算で2,800万円計上させていただいておりました。これを500万円と。500万円減額するということでございますが、補正後の予算額は2,300万で、3月までの執行の状況を考えますと2,300万円程度で足りるだろうということで、今回減額させていただくものなんで

すが、予防接種たくさん、幾つもありますけども、高齢者のインフルエンザは、大体見込みどおりに接種されているんですが、お子さんの接種ですね。お子さんの接種がこれが特別減ったということではなく、全体的に減ってるような状況があります。

これは、お子さんの数が減っているということですか、あとコロナがはやったり、落ち着いたりというのを繰り返してる関係で、保護者の方がいつ接種に行こうかというのをちょっとためらっているというようなところもあるんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 そうしますと、この500万というのは、コロナに対しての予防接種というだけで判断してよろしいんですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 全てコロナの影響によるものとはちょっと言い切れないかなと思っております。原因は、こちらでも、まだつかみかねているような状況で、当初予算に比べますと、大分減額の額も大きいので、令和5年度は、ただ、その辺は改善してるんですけども。ちょっと原因については、コロナだけではないとは思いますが、じゃあ何が原因なのかというところまでは突き詰められていないというところでございます。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 この予防接種というのは、当然受診率を上げながら町民の健康を守っていく大事な事業かなというふうに思ってますので。その辺も少しよく調べていただいて、やっぱり受診率上げるということが大きな目的かと思しますので、ぜひその点、いかがでしょうかね。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい、承知しました。母子保健事業のお母さんが来られたとき、保健師と面接しますけども、そのときに必ず母子手帳を見て、接種すべき時期が来るのにできていないようであれば、保健師が必ず指導するということは行っています。

また、その接種の時期が来ましたら、勧奨して、接種してくださいという通知も送ってますので。ただ、接種するタイミングは保護者にお任せしてる

というところがあります。それがコロナの関係ではやったり、下火になったりというところで、ちょっと接種をためらってるということもあるんじゃないかなというふうに思っています。

できれば、今後も接種してもらおうというのは大事ですので、続けていきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第6号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第6号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,504万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,606万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による県支出金、保険給付費の減額で、歳入歳出それぞれ3,504万円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第6号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

初めに、今回の主な補正は、歳入につきましては、県負担金の減額と、歳出につきましては、療養給付費を減額するものです。

2、3ページをお開きください

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款の県支出金について、3,504万円を減額するものです。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の3,504万円の減額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください

歳入につきましては、3款1項1目の保険給付費等交付金は県からの普通交付金で、医療費の減少によるもので、3,560万6,000円を減額するものです。

2目の保険給付費等交付金（特別交付金）はコロナ傷病手当にかかる特別交付金56万6,000円の増額です。

6ページ、7ページをお開きください

歳出につきましては、1款1項1目の一般管理費につきましては、国保システム改修にかかる国保連合会への負担金で16万5,000円の増額です。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、コロナの影響により、医療費見込みが減となるもので、3,560万6,000円を減額するものです。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、死亡・転出等により過誤納となった国保税の還付で20万円の増額です。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出の調整により、20万1,000円の増額です。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第6号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第6号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第7号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第7号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。
令和4年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億520万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減で、歳入歳出それぞれ101万8,000円を減額するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第7号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

初めに、補正の概要ですが、歳入については一般会計繰入金の減額及び広域連合からの健康診査にかかる受託収入の増額です。

歳出につきましては、総務費の増額及び広域連合への納付金の減額です。

9ページ、10ページをお開きください

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入は、3款の繰入金及び5款諸収入を101万8,000円減額するものです。

歳出は、1款の総務費から4款の予備費まで、歳入と同額の101万8,000円の減額をするものです。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金は、後期高齢者医療制度の運営にかかる事務費を増額するもので、43万3,000円です。

2目の保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴い、212万7,000円の減額です。

5款2項1目の雑入につきましては、広域連合からの健康診査事業補助金額確定によるもので、67万6,000円の増額です。

13ページ、14ページをお開きください

歳出でございますが、

1款1項1目の一般管理費、120万5,000円の増額につきましては、健康診査受診者数の増の見込みによるデータ管理手数料と健康診査委託料の増、及び町村情報システム負担金の減です。

2項1目の徴収費につきましては、納付書送付の通信運搬費を10万円減額するものです。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定制度拠出金の確定により、212万7,000円を減額するものです。

4款1項1目の予備費は歳入歳出調整により4,000円を増額するものです。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第7号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。
ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時25分、10時25分といたします。

(午前10時10分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時25分)
それでは続いて、日程第7、議案第8号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第8号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。
令和4年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、酒匂川流域下水道管理事業費負担金を補正するものです。また、排水施設整備事業について、繰越明許費の設定をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第8号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。歳出につきましては、1款の総務費を46万円減額し、4款予備費を46万円増額するものでございます。

続きまして、下段の第2表、繰越明許費でございます。これは、令和4年

度日向マンホールポンプ更新工事でポンプの制作が、新型コロナウイルス感染症の影響によりモーター、ケーブル等の部品の入手が困難であり、年度内の履行ができないので、繰越明許費の設定をするもので、880万円を繰り越すものでございます。

続きまして、18ページ、19ページ、事項別明細書になります。

下段の2、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費につきましては、酒匂川流域下水道管理事業費負担金が確定したため、46万円減額し、4款予備費を46万円増額するものです。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第8号について、質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。
日程第8、議案第9号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第9号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,941万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,873万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、浄化槽設置事業の減であり、歳入歳出それぞれ1,941万1,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第9号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

21、22ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、3款国庫支出金と、4款県支出金を合わせて、補正額1,941万1,000円の減額で、補正後の額は2,873万2,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費と2款予備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、事項別で説明しますと、23、24ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3款1項1目の循環型社会形成推進交付金につきましては、1月末までに大型人槽の相談がなかったため、25人槽1基と50人槽1基分の減額補正を行うもので、689万6,000円を減額するものでございます。

4款1項1目の町設置型浄化槽事業補助金は、同じく2基分の減額で、1,251万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の浄化槽整備費の工事請負費を、大型人槽2基分を減額しますので、2,177万2,000円減額するものでございます。

2款予備費につきましては、調整で236万1,000円を増額し、補正後の額は928万4,000円でございます。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第9号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 今、御説明があったとおりで、設置型の、浄化槽については、大型の25人槽と50人槽ということなんですけど、現在の小型の戸建、住宅のタイプに関しての、何て言うんですかね、設置化率とかはどんなような状況ですか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 一応、毎年、7人槽3基と、25人槽1基、50人槽が1基ということで、予算は計上してるんですけど、一応、大型人槽については、1月末までに相談がなかったのもう大型人槽は設置にも時間がかかりますので、減額補正をしました。

ただ、小型人槽の7人槽については、まだ数件の相談がありましたので、減額補正をしないで予算としてはとっております。ただ、今のところ、まだ設置はしていません。

議 長 藤原浩議員。

2番 藤原 大型人槽に関しましては金額も大きいんで、いざ、そういう設置があったときに、対応するために予算化しておくことは非常に大事だとは思んですけども、今、私、あと伺いたかったのは今後の見通しで、小型人槽の残り、どのぐらいになるのかということ。あとその大型人槽に対して、やはり、ある程度達成しなくちゃいけないと思いますので、その辺の働きかけとかについてはどのようにしているのか。どのように今後するのかについて、ちょっと伺いできますか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 7人槽につきましては、今のところ、相談はあるんですけど、申請行為がないとできない事業なので、今年度は恐らく設置、今の時点で申請がないということは、多分設置することは、今年度の予算では無理だと思っています。

それと働きかけなんですけども、こういう事業があるということは、ある程度お知らせしてるんですけど、なかなか大型人槽については、場所的な要因とかがありまして、なかなか進んでいないのが現状でございます。

議 長 藤原浩議員。

2番 藤原 あと、じゃあ単刀直入に小型の7人槽のタイプ、どのぐらい残ってますか。接続すべきというか、対象の戸数というか。

議 長 あ、ごめんなさい、上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 ちょっと今日は細かい資料をお持ちしてませんので、後ほどの回答でよろしいでしょうか。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第10号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第10号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,277万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,243万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による保険給付費の減であり、歳入歳出それぞれ6,277万1,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第10号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)について、御説明申し上げます。

初めに、補正の概要ですが、歳入の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴う国、県、支払基金の負担金の減額、歳出の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費の減額となります。

26、27ページをお開きください

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入は、1款保険料から8款の繰入金まで、6,277万1,000円を減額をするものです。

歳出は、1款総務費から5款基金積立金まで、歳入と同額の6,277万1,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

30、31ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分について、被保険者数の増により、500万円を増額するものです。

4款1項1目の介護給費交付金及び2目の地域支援事業交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、支払基金交付金を介護給付費交付金は2,336万4,000円の減額、地域支援事業交付金は174万6,000円を減額するものです。

5款1項1目の介護給付費負担金は、保険給付費の減額に伴い、国の負担金を2,172万3,000円減額するものです。

2項の国庫補助金の1目調整交付金から3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、財政調整交付金は1,623万4,000円を、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては133万6,000円を、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては163万9,000円をそれぞれ減額するものです。

4目事業費補助金、1節介護保険システム改修事業補助金は介護保険システムの改修に対する国庫補助で22万3,000円の増額です。

8目保険者機能強化推進交付金及び9目の保険者努力支援交付金は交付決定によりそれぞれ5万4,000円、19万9,000円を減額するものです。

6 款県支出金の 1 項県負担金及び 2 項県補助金につきましても、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、法定給付費負担金は 852 万 9,000 円、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は 83 万 5,000 円、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は 82 万円をそれぞれ減額するものです。

32 ページ、33 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、1 節の介護給付費繰入金から 3 節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）まで、同じく保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、減額補正するものです。

4 節の 1 号被保険者保険料負担軽減分繰入金は、介護保険料段階第 1 段階から第 3 段階の保険料減額分を国、県、町が負担するもので、人数の増により、47 万 4,000 円を増額するものです。

6 節の事務費繰入金は介護保険運営にかかる事務費を 177 万 3,000 円減額するものです。

2 項 1 目介護給付費基金繰入金は、国・県等の負担金減額により、繰り入れられるもので、1,755 万 9,000 円を増額です。

34 ページ、35 ページをお開きください

歳出ですが、1 款 1 項 1 目の一般管理費の 12 節委託料につきましても、町指定事業所に対する実地指導 4 か所を 1 か所にしたことにより、30 万 4,000 円を減額するものです。

18 節の負担金補助及び交付金は、介護保険システムにかかる負担金で、26 万 1,000 円を増額です。

3 項 1 目の認定調査費は、1 節の報酬と 8 節の旅費は調査員にかかる報酬と旅費を減額するもの、11 節の役務費は主治医意見書手数料を減額するもの、12 節委託料は遠方地の認定調査の委託料をそれぞれ減額するものです。

2 款 1 項 1 目の介護サービス等給付費は、給付の支出状況の見込みから 4,016 万円を減額するものです。

2 項 1 目の介護予防サービス等給付費につきましても給付の支出状況から 231 万 9,000 円を増額するものです。

36、37 ページをお開きください

3項1目の審査手数料は国保連に支払う審査手数料を10万円減額するものです。

4項高額介護サービス費から6項高額医療合算介護サービス費につきましても給付の支出状況の見込みから減額するものです。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、38、39ページをお開きください。

総合事業にかかる第1号訪問事業負担金が48万7,000円、第1号通所事業負担金が309万4,000円、高額介護サービス相当事業が7万円をそれぞれ減額するものです。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業利用者にかかるプランの作成にかかる負担金で、70万1,000円の減です。

2項1目の一般介護予防事業費は65歳以上介護ボランティアポイント制度登録者への謝礼、介護予防塾にかかる費用を減額するものです。

3項1目の包括的支援事業費につきましては、40、41ページをお開きください。

生活支援体制整備事業は、協議体開催回数の減による委員報酬額及び研修旅費の減額です。

認知症総合支援事業は、医師の講師謝金と旅費、研修旅費を減額するものです。

認知症地域支援・ケア向上事業は、認知症カフェ、全国的には「オレンジカフェ」と呼んでいますが、山北町では「ひだまりカフェ」と名づけています。における認知症専門医の講師2回分の謝金を予定していたものですが、コロナ感染予防のため、講師を招いての開催は中止したことによる減額です。なお、「ひだまりカフェ」自体は、10月より月1回のペースで再開しており、当事者とその御家族が数名毎回参加されているという状況です。

会計年度任用職員経費は、生活支援コーディネーターにかかる報酬を減額するものです。

2目任意事業費は、成年後見制度利用支援事業は町長申立てに伴う利用者5名見込みが、死亡等により2名の利用となり、後見人への報酬が減額となったものです。

地域自立生活支援事業は、会食サービスの委託料について、コロナの影響による回数と利用者の減で20万2,000円を減額するものです。

介護相談員事業につきましても、コロナの影響で事業を縮小した関係で相談員にかかる謝礼金を減額するものです。

認知症サポーター等養成事業につきましては、認知症サポーターステップアップ研修にかかる消耗品ですが、認知症地域支援推進員が自前で作成した資料を使用したため減額するものです。なお、2月22日に山北中学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施してございます。

5款1項1目の介護給付費基金積立金につきましては、歳入の保険料が増収となったことや、1号被保険者保険料軽減分の繰入金が増えたことなどに伴い、22万1,000円を積み増しするものです。

42ページをお開きください。

給与費明細書です。こちらにつきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第10号について、質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
13番、石田照子議員。

13番石田 13番、石田でございます。
35ページの総務費、一般管理費の委託料を指定4か所を1か所にと御説明いただきましたけれども、もう少し詳しく、御説明いただけますでしょうか。

議長 保険健康課長。
保険健康課長 当初4か所ということで、地域包括支援センターと、あと町内のケアマネジャーさんのいる居宅介護支援事業所を対象としていたんですが、コロナの影響もございまして、今年度につきましては地域包括支援センターを集中して行うということで減額をさせていただいたというものでございます。

議長 石田照子議員。

13番石田 1か所に変えたことで何か不都合というのは生じないんでしょうか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 不都合は特にないかと考えています。先送りにはなってしまったわけです。

が、令和5年度に町内の残ってる事業所につきましては順次行っていく予定でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第11号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第11号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第4号)。

令和4年度山北町の商品券特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ494万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,461万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、プレミアム付商品券の確定見込みによる減であり、歳入歳出それぞれ494万6,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第11号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。

44ページ、45ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

歳入につきましては、1款財産収入と3款繰入金で、494万6,000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億4,461万円として計上させていただいております。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましては、1款商品券売払費で494万2,000円を、2款予備費で4,000円をそれぞれ減額し、補正後の予算額は、歳入合計と同額で計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、46、47ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、1款1項1目物品売払収入の1節商品券売払収入につきましては、プレミアム付商品券に係る売払収入で、3万333冊分の申込みに対し、引換え済みのものは3万20冊分でしたので、313冊分、156万5,000円を減額するものでございます。

続いて、3款1項1目一般会計繰入金については、事務費やプレミアム商品券の関連経費、会計年度任用職員に係る人件費相当額として、338万1,000円を減額するものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費として、494万2,000円を減額するものです。内訳ですが、商品券売払事業として、389万9,000円を、会計年度任用職員経費として、104万3,000円をそれぞれ減額するものです。

商品券売払事業の需用費は、商品券や各種帳票類の作成に要したものです。確定に伴い減額するものです。役務費や委託料は、引換券の発送に係る経費ですが、こちらも確定に伴い減額するものです。備品購入費についても確定に伴い減額するものです。また、償還金、利子及び割引料については、プレミアム商品券の発行冊数の減に伴い換金代を減額するものでございます。

会計年度任用職員経費は、確定見込みによる減があります。予備費については、調整のため、4,000円を減という形になっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第11号について、質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第11号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。
日程第11、議案第23号 指定管理者（公募施設）の指定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第23号 指定管理者（公募施設）の指定について。
地方自治法第240条の2第6項の規定により指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和5年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立きこの園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。
企画総務課長 それでは、議案第23号 指定管理者（公募施設）の指定について、御説明申し上げます。

今回の指定管理者の候補については、令和5年2月6日に開催した山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者(公募施設)の指定について。

1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立きこの園。

2、指定管理者となる団体の名称、山北町森林組合。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第23号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

公募施設ということで、先ほどの御説明では選定委員会で選定したということですが、公募施設ということで公表されましたけれども、公募の結果はどうだったんでしょう。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 こちら、山北町立きのご園につきましては、まず申請の手続、申込みがあったのは、この当該、山北町森林組合の1件のみでした。こちらにつきまして、じゃあ、この1件の事業者のほうに妥当か否かという形のところからまずお話をさせていただきました。

ちょうど、この期間がコロナ禍にも影響していたこともありまして、なかなか組合のほうも、作業としてはなかなか厳しいものがあって、ほとんど事業実績的にはできなかったよというような実態はございましたが、今後、事業化に向けて動きたいというような意思も明確に見えましたので、こちらの中で選定していただいたというのは状況でございます。

以上です。

議長 石田照子議員。

13番 石田 事業化に向けて動き出すというような御説明がありましたけれども、ちなみにどのような事業をされるんですか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらのきのこ園は、名前のとおり、キノコの食菌栽培をするような施設です。公の施設でございますので、実際にここでキノコの製造をして、販売もしてという形になりますが、昔はきのこ園で作ったものを、キノコ祭りというようなものをやっていた経過もございます。そのような形を目指したいというような話は聞いております。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第23号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第24号 指定管理者(非公募施設)の指定についてを議題
といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第24号 指定管理者(非公募施設)の指定について。
地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を別紙のとおり指
定するものとする。

令和5年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立山北診療所及び山北町立中川温泉ぶな
の湯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に
より提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。
企画総務課長 それでは、議案第24号 指定管理者(非公募施設)の指定について、御説
明申し上げます。

今回の指定管理者の候補については、令和5年2月6日に開催した山北町
指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者(非公募施設)の指定について。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立山北診療所。
- 2、指定管理者となる団体の名称、公益財団法人地域医療振興協会。
- 3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立中川温泉ぶなの湯。

2、指定管理者となる団体の名称、山北町観光協会。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第24号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

非公募施設ということで診療所は特異性から分かるんですけども、ぶなの湯が非公募施設というのはどのような理由なんでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 こちら、山北町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第5条では、公募によらない指定管理者の候補者の選定等が規定されております。その中で施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的等を効果的で効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であるとされております。

こちらの条例の第5条においては、本町が出資している法人、または公共団体、もしくは公共的団体という規定がございます、これに指定されていることを考えて、非公募という扱いになっております。

以上です。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第24号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

ここで、先ほど藤原浩議員の質疑に対して、町側から答弁が用意がされましたので、これを許可します

上下水道課長。

上下水道課長 小型人槽ですと、すみません、基数でもちょっと把握してないんですけど、人数把握してまして、設置しなくちゃいけない人数が三保地区で、427の方が対象になるんですけど、そのうち高度処理もついてるんですけども、もともと合併浄化槽についているところもありますので、その世帯が343人ということになるので。合併浄化槽と高度処理を合わせると、大体80%ぐらい個人にはついてる状態になってます。

議長 藤原議員、よろしいでしょうか。

それではこれで、以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので散会といたします。

なお、午後1時より予算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。
(午前11時02分)